

平成 18 年 6 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名  
日本アコモデーションファンド投資法人  
執行役員 中井 伸行  
(コード番号 3226)  
問合せ先  
資産運用会社  
株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント  
取締役財務本部長 柴田 守郎  
(TEL. 03-3246-3677)

## 投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場承認のお知らせ

日本アコモデーションファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）への上場を目指し鋭意準備を進めて参りましたが、本日、東京証券取引所より本投資法人の投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場について承認が得られましたのでお知らせいたします。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、主として特定資産に投資し運用を行うことを基本方針として設立された投資法人です。その資産の運用につきましては、三井不動産株式会社の 100%子会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントが、本投資法人の規約に定める資産運用の基本方針に基づき、運用を行います。

本投資法人は、主として居住の用に供される不動産のうち賃貸住宅、学生寮・学生マンション、サービスアパートメント、シニア住宅、社宅を「アコモデーション資産」と定義付けており、これら「アコモデーション資産」を本投資法人の投資対象とした運用を行います。

アコモデーション資産は、居住・滞在空間を提供する資産であるため、企画・開発から管理・運営に至るまで統一的な品質管理（トータル・クオリティ・マネジメント）の下、事業が遂行されることが重要と考えています。

そのため、本投資法人は、このようなノウハウと経験を有する三井不動産株式会社とそのグループ会社を、積極的かつ最大限に活用することを基本方針とし、投資主価値の最大化を目的に、安定的な収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

(注)「アコモデーション (Accommodation)」という言葉の由来となっている“Accommodate”という英語表現には、「人に便宜をはかる」という意味があります。

本投資法人は、平成 17 年 11 月 11 日に投信法第 187 条に基づく登録を完了しており、同月 30 日より既に運用を開始しております。また、上場（平成 18 年 8 月 4 日予定）後、不動産及び不動産信託受益権を追加取得する予定であり、これらを合わせた本投資法人が運用を行う不動産及び不動産信託受益権の取得価格（取得諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を含んでおりません。）合計は、総額 101,385 百万円となる予定です。

以 上

\* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意: この文書は、本投資法人の投資証券の東証上場承認に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。